

日本航空宇宙学会学生賞内規

平成13年9月21日（359理事会）

平成13年11月12日改定（360理事会）

平成17年 2月 7日改定（364理事会）

（目的）

第1条 この規定は、日本航空宇宙学会が学生及び教育担当者の航空・宇宙工学への関心増大を図る目的として、優秀な卒業生を対象として行う表彰に関する事項を定めるものである。

（名称）

第2条 この規定による表彰を日本航空宇宙学会学生賞（以下、学生賞という）という。

（授賞対象者）

第3条 日本国内の4年制大学、高等専門学校（以下、学校という）に所属する、航空宇宙工学系の学科及びコース卒業生のうち、各学校（学科、コース）毎に成績優秀者1名に対し、学生賞を授与する。

（表彰）

第4条 学生賞受賞者（以下、受賞者という）に対しては、賞状並びに副賞を授与するとともに学会誌で広報する。

（受賞者の推薦）

第5条 受賞者の推薦は、日本航空宇宙学会事務局（以下、事務局という）から毎年10月初めまでに各学校に対して依頼する。

（受賞者の決定）

第6条 事務局にて、各学校の推薦者を取りまとめの上、理事会にて承認を得た者を受賞者とする。

（送付）

第7条 理事会の承認後、事務局は各学校に対し、賞状並びに副賞を送付する。

（授賞）

第8条 各学校は、卒業式もしくはそれに相当する機会に受賞者を表彰する。